

平和人権対策特別委員会

日 時 平成23年10月14日（金） 午後1時30分～
場 所 第1委員会室

1 開議

2 犯罪被害者支援について

3 今後の活動について

4 閉議

犯罪防止と被害者救済

防犯カメラの設置等は犯罪防止だけでなく被害者の安心にもつながる (7/5)

⇒被害が出てからではなく、あらかじめどうすれば良いのか考えておかなければならない。
(8/4 川本教授)

亀岡市の犯罪被害者

亀岡で振り込め詐欺と多重債務、悪質な訪問販売の被害件数が多い。(7/5)

⇒詐欺は同じ人が何回も被害に。被害に遭っても家族に打ち明けられず、打ち明けても孤立する。特に北部では、被害に遭っても家族、ましては行政に相談するのは難しい。(8/4)

亀岡は都市部と比べると犯罪認知件数は多くないが、勤務地が京都・大阪等で、そちらで被害に遭われている人もある。(8/4)

相談業務の現状と課題

相談の多い犯罪の種類：傷害、交通事故、性犯罪が多い。性犯罪は常に多い。被害直後、警察にまだ届けていない人の相談も多い。(8/4)

⇒被害者をたらいまわしにしないこと(8/4)

「行政では組織上難しいので、ボランティア組織との協働が大事。また、総合窓口・ワンストップサービスでケアするのが必要」

行政として取り組むべきこと

<条例>

まずは条例を作り、被害者はみんな違うので、ニーズに合うように個別の判断や運用で広げていただきたい。(8/4 富名腰事務局長補佐の話より)

⇒行政として犯罪被害者のためにすべきことは、実際にケースを扱えば見えてくる(8/4 川本教授)

<民間との連携>

条例に支援団体を支援するという項目を入れてはどうか(8/23)

活動費を支援する方法も(8/23)

今ある人的財産を有効活用してサポートしていくことも大事(8/23)

大学との連携の可能性。京都学園法学部にも相談が来ている。(8/4 川本教授)

<広報>

犯罪被害者がどういうことで困っているかを知っている国民はごく一部である。行政による**広報**は重要(8/4 川本教授) *犯罪被害者の人権についての広報

あちこちの市で条例ができて広報され、実際相談をしたい被害者に繋がればありがたい。(8/4 川本教授) *犯罪被害者救済についての広報

(具体例)

⇒京都市では市の広報物や地下鉄の中吊りで相談窓口の案内

⇒亀岡での広報の実績：ガレリアで出前講座とその広報

⇒広報の展望：条例ができたなら、それをきっかけにガレリアでシンポジウムを開くこともできる

⇒条例をきっかけに支援センターと連携⇒市の広報や市民新聞などに載せる

自主防災課の方向性（＊答弁ではない）

犯罪被害者の条例は３月議会に提案したいと考えている

- （１） 専門的な案件は、犯罪被害者サポートチームや犯罪被害者支援センターにつなぐことも考えている。
総合的に対応する窓口を設置し、窓口を探して歩く状況にならないようにしたい。
- （２） 適宜、必要な所を紹介できるようにする。
- （３） 国の見舞金制度に上乗せする給付金をするかどうかは未定。国の制度自体を知らない人もいるので、関係各署の紹介をする。
- （４） 健康管理、精神的サポート、生活保護などのサポートがある。
- （５） 二次被害がないように啓発が必要。
- （６） 府営・市営住宅の優先的な対応、雇用促進協議会との連携による安定的な雇用。
- （７） 被害者が法廷に立ち、陳述できる制度の紹介。

・総務担当課長会で問題提起→担当各課→具体的な内容の決定→条文の作成の流れで考えている。

- ・まず（１）～（７）の項目について、
 - １．どこまでできるかを整理し、
 - ２．関係各課、警察と調整し、
 - ３．パブリックコメントをした後に
 - ４．条例制定

という流れを考えている。

- ・庁内連絡会議で具体的な内容を詰めていく。適正に対応できるものを条例化

犯罪被害者支援連絡協議会があるが、外に向かったのＰＲが弱かった。活動を強化する必要がある。

<課題>

警察庁の資料で、支援の対象となる犯罪被害が定められており、基本的には罪にあたるものが対象である。しかし、ＤＶなど狭間の人をどうするのかはきちんと考えなければならない。